

北海道保育士等キャリアアップ研修実施機関指定要綱

1 目的

この要綱は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」（平成 29 年 4 月 1 日付け雇児保発 0401 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の 6 に規定する研修実施機関の指定について、手続きその他必要な事項を定めるものである。

2 研修実施機関の指定要件

知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政的基盤を有していること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 次の要件を満たす研修を実施すること。

ア 研修分野及び対象者

研修は、専門分野別研修、マネジメント研修及び保育実践研修のいずれかの分野とし、それぞれの研修の対象者は、道内に所在する保育所等に勤務する又は道内に在住する、次の要件に該当する者とする。

なお、定員に対象者の受講希望者の数が満たない場合は、当該対象者以外の者に研修を受講させることができるものとする。また、eラーニングで実施する場合は、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究（平成 30 年度厚生労働省委託事業）を参考にすること。

(ア) 専門分野別研修（①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対策、⑥保護者支援・子育て支援）保育所等（子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業をいう。以下同じ。）の保育現場において、それぞれの専門分野に関してリーダー的な役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

(イ) マネジメント研修

(ア)の分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

(ウ) 保育実践研修

保育所等の保育現場における実習経験の少ない者（保育士試験合格者等）又は長期間、保育所等の保育現場で保育を行っていない者（潜在保育士等）

イ 研修内容

研修内容は、ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」のとおりとし、「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものであること。

ウ 研修時間

研修時間は、1分野15時間以上であること。

エ 講師

研修の講師は、指定保育士養成施設の教員又は研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると知事が認める者であること。

オ 実施方法

研修の開催日、時間帯及び会場について、受講希望者が受講しやすいよう配慮すること。

研修の実施にあたっては、講義形式のほか、演習やグループ討議等を組み合わせることにより、より円滑、かつ、主体的に受講者が知識や技能を修得できるよう、工夫することが望ましい。

(5) 次に定めるとおり研修修了の確認及び評価を行うこと。

ア 15時間以上の研修（ガイドライン別添1「分野別リーダー研修の内容」の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものを）を全て受講していることを確認すること。

イ 研修の受講後にレポートを提出させるなど、各受講者の研修内容に関する知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得の認識を確認すること。

ただし、レポート自体に理解度の評価（判定）を行って、修了の可否を決定することまでは必要としない。

なお、受講者のうち、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者、なりすましや早回し等の不正を行った者等については、修了の評価を行わないことができる。

(6) 次に定めるとおり研修修了の情報管理を行うこと。

ア 修了証の交付

研修実施機関は、研修修了者に対し、「保育士等キャリアアップ研修修了証」（様式第1号）（以下「修了証」という。）を交付すること。なお、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。

(ア) 修了証番号

修了証に記載する修了証番号については、「都道府県番号（01）－修了証の発行年（2桁（西暦の下2桁））－研修指定番号（3桁）－通し番号（5桁）」の12桁とすること。

研修指定番号は、研修実施機関の番号（2桁）（指定時に北海道が決定し、通知する。）と研修種別番号（1桁）の3桁の番号とする。

なお、「研修種別番号」はガイドライン別添2「修了証番号について」のとおりとすること。

(イ) 修了証の効力

修了証については、北海道以外の都府県においても効力を有するものとする。

イ 研修修了者の情報管理

研修実施機関は、次のとおり研修修了者の情報管理を行うこと。

(ア) 研修修了者名簿の作成

受講希望者からの申し込みの際、①保育士登録番号（受講希望者が保育士の場合に限る。）、②氏名・生年月日・住所、③勤務先施設の名称・所在市町村名（現に保育所等に勤務している者に限る。）を把握し、研修修了後には、①から③までの情報に加え、④修了した研修分野、⑤修了証番号、⑥修了年月日を記載した研修修了者名簿を作成すること。なお、北海道が他の都府県及び市町村に①から⑥までの情報を提供することについて、受講の申し込み時において、受講希望者本人から同意を得ること。

(イ) 研修修了者名簿の提出

研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、「保育士等キャリアアップ研修実績報告書」（様式第4号）に、研修修了者名簿（別紙6）を添付して、知事に提出すること。

(ウ) 個人情報の保護

個人情報の保護の重要性を認識し、研修を実施する上で知り得た個人情報については適切に管理を行うこと。

ウ 修了証の再交付

研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更や修了証の紛失等の申し出があった際は、修了証の再発行を行うこと。

この場合、研修実施機関は、修了証の再交付後速やかに、「保育士等キャリアアップ研修修了証 再交付報告書」（様式第5号）に、研修修了者名簿（再交付分）を添付して、知事に提出すること。

3 指定の申請

研修実施機関の指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、研修実施予定日の2か月前までに、必要事項を記載した「保育士等キャリアアップ研修指定申請書」（様式第2号）（以下、「申請書」という。）に、次の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 団体を証明する書類

定款又は寄付行為及び登記事項証明書を提出すること。

なお、任意団体については、上記に類する書類を提出すること。

(2) 事業計画書（別紙1）

研修事業の実施体制（研修担当者の連絡先、氏名及び事業者ホームページ URL を含む。）、研修に関する日程（研修の受付開始予定日、研修実施予定日、修了証の発行予定日及び事業実績報告の提出予定日を含む。）、研修実施体制（研修実施方法、研修を受講する場所、受講料及び定員）を記載すること。

- (3) 収支予算書（別紙２）
収支予算について、記載すること。
- (4) 研修カリキュラム（別紙３）
定員、研修項目、各項目の講師・時間数及び研修形態（講義・演習・グループ討議等の別）について記載すること。
- (5) 講師履歴調書（別紙４）
講師の略歴及び保育に関する研修の実績について記載すること。
- (6) 講師就任承諾書（別紙５）
講師の承諾について記載すること。

4 指定の通知

- (1) 知事は、３に基づき、申請書の提出があり、申請内容が本要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できると認められるときは、指定を行い、「保育士等キャリアアップ研修指定通知書」（様式第３号）により通知する。
- (2) 知事は、申請内容が本要綱に定める要件を満たさないときは、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

5 指定の効力

- (1) ４による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。
- (2) 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとするときは、研修実施予定日の２か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」（様式第６号）（以下、「届出書」という。）に、次の必要書類を添付して知事に提出しなければならない。
 - ア 団体を証明する書類
※ 変更事項がない場合は省略可。
 - イ 事業計画書（別紙１）
 - ウ 収支予算書（別紙２）
 - エ 研修カリキュラム（別紙３）
 - オ 講師履歴調書（別紙４）
 - カ 講師就任承諾書（別紙５）
- (3) 知事は、(2)に基づき、届出書の提出があり、届出内容が本要綱に定める内容を満たした研修を適切に実施できると認められるときは、指定の効力を有する期間を更新し、「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新承認通知書」（様式第７号）により通知する。
- (4) 知事は、(2)の届出内容が本要綱に定める要件を満たさないときは、相当の期間を定めて届出者に補正を求め、届出者が期間内に補正を行わないときは、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

6 指定内容の変更届出

研修実施機関は、３の申請にかかる内容を変更しようとするときは、「保育士等

キャリアアップ研修指定内容変更届出書」(様式第8号)を知事に提出しなければならない。

7 研修中止の届出

研修実施機関は、指定の効力を有する研修を中止しようとするときは、「保育士等キャリアアップ研修中止届出書」(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

8 調査及び指導

- (1) 知事は、研修の適切な実施のため、必要があると認めるときは、研修実施機関に対し、事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めるとともに、実地検査を行うことができる。
- (2) 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。

9 指定の取り消し

知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当したときは、指定を取り消すことができる。指定を取り消したときは、「保育士等キャリアアップ研修指定取消通知書」(様式第10号)により通知する。

- (1) 本要綱に定める要件に適合しなくなったとき。
- (2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき。
- (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき。
- (4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき。
- (5) 8(2)に定める改善指導に従わないとき。
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断される時。

附 則

この要綱は、平成30年3月2日から施行する。

この要綱は、令和2年3月30日から施行する。

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。